

令和4年度補正予算文部科学省中小企業イノベーション創出推進事業（SBIRフェーズ3）核融合分野

No.	資料箇所	質問	回答
1	公募要領p.7	発注した機器を、補助事業総額の10%以上の費用で購入した場合は、再委託とはならず、連携協定も不要という理解でよいか。	委託費は開発・実証の一部を外部に依頼するもので、研究開発要素を含むものが該当します。外注費はそれ以外のものになります。いずれの場合も、仕様書により依頼しようとする業務内容を明確にさせていただく必要があります。なお、外注費に計上されていた項目についても、運営支援法人によって内容を確認し、研究開発要素が含まれると判断した場合には委託費に変更になる可能性があります。外注費と委託費の区分については、運営支援法人で確認するため、交付申請の段階で大まかな仕様を準備していただく必要があります。
2	公募要領p.7	実証を共同で行う場合であって、実験の一部を再委託する場合は、コンソーシアムとなる理解でよいか。	実証の一部を再委託する場合であって、補助事業総額10%以上の再委託費の場合は、コンソーシアムになります。
3	公募要領p.5	2027年度中に、TRL7を達成する必要がある理解でよいか。	2027年度中に、TRL7を達成する必要があります。
4	公募要領p.5	アウトカムに関して、核融合に関わらないような、スピナウト先を見据えた社会実装や、実証事業を含めてよいか。	核融合分野として支援を行うため、原則として核融合開発に資する研究を行っていただく必要があります。スピナウト先を見据えた社会実装や、実証事業を含めたアウトカムを含めることは可能です。
5	公募要領p.17	スタートアップは、研究開発資金が潤沢にない場合がある。そのため、概算払いの活用は可能か。	概算払いの利用も可能です。補助事業者の要望も踏まえ、文部科学省と基金設置法人が必要と認める場合には、エビデンス、必要理由、支払発生蓋然性、交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が暫定的に支払われることになります。
6	公募要領p.8	仮設施設を建設することを想定しているが、SBIR事業後は撤去する必要があるのか。SBIR事業終了後に、仮設施設を買い取ることは可能か。	あくまで仮設施設であるため、補助期間終了後の買い取りは出来ません。なお、仮設施設は、原則補助事業期間内の利用を想定しており、事業終了後の追跡調査期間の終了までに解体・撤去する必要があります。
7	公募要領p.7	「③代表スタートアップを中心としたコンソーシアム、かつ、その他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業による共同提案の申請」の場合、補助金は代表スタートアップ1社に振り込まれるのか、それとも、企業毎に振り込まれるのか。	補助金は契約締結を結んだ企業毎に振り込まれます。
8	公募要領p.7	「②代表スタートアップを中心としたコンソーシアムの申請」についても、連携協定書は必要か。	連携協定書は必要です。様式の別紙を参考にして、準備をお願いいたします。
9	公募要領p.21	基本的事項の審査において、財務の健全性を審査されるが、資金調達の時期や金額の予定を記載し、その資金調達の蓋然性はどのように判断されるのか。	予算額、調達先は、様式3の収支明細書にご記入ください。資金調達の蓋然性については、蓋然性を記載する様式がないため、別添の補足資料として提出をお願いいたします。資金調達の蓋然性を含めて、総合的に財務の健全性を判断させていただきます。
10	様式4	様式4の経費明細書は年度毎に区切られていないが、年度毎の経費の記載は申請時に求められるのか。また、補助事業の前半で、研究の経費が多く発生すると思われるが、年度毎の経費の上限等はあるのか。	年度毎の経費明細書は必要です。年度毎に区切る、Sheetを複製するなどによりご対応下さい。なお、年度毎の経費の上限はございませんが、年度毎の経費の配分と、その研究計画の妥当性は、審査いたします。
11	公募要領p.13	コンソーシアム構成員である委託先は10%以上の委託がないとコンソーシアムに含められないのか。	コンソーシアムに含めることを妨げないですが、連携協定を締結する必要があることやコンソーシアムの構成員の変更がある場合は基金設置法人への申請及び承認が必要であること等を考慮の上、適切にご判断ください。
12	公募要領p.8	<p>学術機関とのコンソーシアム提案の場合、</p> <p>1) 学術機関が補助事業で使用する装置等は補助事業者（代表SU）が購入し貸与することになるのか？</p> <p>2) 学術機関が委託費を使って装置を購入できるのか？</p> <p>3) 補助事業中および終了後の装置の管理は誰が行うのか？</p> <p>4) 事業終了後も学術機関は継続使用できるのか？</p>	<p>1) 補助事業者が機械設備費を用いて購入した装置については、補助事業者の管理の下、学術機関等に貸与することができます。</p> <p>2) 補助事業者から学術機関への委託費を用いて装置を購入することは可能です。ただし、革新的な研究開発を行うスタートアップ等による研究開発を促進するための事業趣旨に鑑み、委託費で購入する内容を運営支援法人にて確認し、補助事業者が購入するための機械設備費等に変更される可能性があります。</p> <p>3) 装置を購入した者が適切に管理してください。</p> <p>4) 事業終了後の使用については、本事業の支援による研究開発の成果として得た技術の事業化・社会実装のための商用生産に供する場合に限り、設備等の転用申請を行うことなく、継続して利用可能となります。詳しくは、採択決定後にご案内させていただきます。</p>
13	様式3	<p>収支明細書の自己資金の欄について、</p> <p>1) 資本金のうち本事業の遂行に充てる金額を記載することでよいか？</p> <p>2) 補助対象事業者がスタートアップのみの場合は補助率が100%のため、「自己資金」、「借入」、「その他」は0円となる場合も想定されるが問題ないか？</p>	<p>1) はい、その通りです。</p> <p>2) はい、問題ありません。</p>
14	公募要領p.8	<p>&lt;9/5更新&gt;</p> <p>補助対象となる経費の条件について、</p> <p>1) 公募要領の（6）補助対象経費①に「（事前着手が認められる場合は事前着手承認日以降）」と記載があるが、事前着手はどのように申請するのか。事前着手承認日はいつから可能となるか。</p> <p>2) 補助対象経費について、相見積もりを取る必要がある経費は具体的には何があるか。</p>	<p>&lt;9/5更新&gt;</p> <p>1) 別途公表する事前着手規程に従い、基金設置法人へ事前着手の申請書を提出いただくことになります。申請書の様式も別途公表しますが、事前着手が必要な理由、着手予定日などを記載いただく予定です。</p> <p>2) 原則、可能な限り相見積りは取得していただきたいですが、詳細につきましては、別途公開する事務処理マニュアルで説明予定です。</p>